

令和 8 年 5 月 1 4 日  
東北電力株式会社

## 東通原子力発電所の現在の状況について

### 1. 運転状況

- 平成 23 年 2 月 6 日より第 4 回定期事業者検査を実施中

### 2. 電気出力（令和 8 年 1 月～令和 8 年 3 月）

- 発電実績なし

### 3. その他

#### (1) 東通原子力発電所 1 号機における新規制基準適合性審査の状況について

##### 【全体として】

- 平成 26 年 6 月申請以降、継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明しております。
- これまでに、発電所敷地内および敷地周辺の断層の活動性に係る当社の考え方や説明内容については、概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。
- また、基準地震動、火山影響評価についても概ね妥当な検討がなされているとの評価をいただいております。

##### 【今後について】

- 地震、津波の審査について残る項目は、「基準津波に伴う砂移動評価」および「基礎地盤、周辺斜面の安定性評価」となりますが、いずれもプラント審査準備の進捗を踏まえて検討する必要があるため、まとも次第、審査会合で説明する予定としております。
- 今後も引き続きプラント審査準備を進めてまいります。

#### (2) 「東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の未実施及び不適切な試験記録等作成」に関わる根本原因分析結果および改善措置活動計画の報告について

- 当社は、「東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の未実施及び不適切な試験記録等作成（以下、「本事案」）に関わる根本原因分析の結果および改善措置活動の計画を取りまとめ、令和 8 年 2 月 18 日、原子力規制庁に報告いたしました。
- 本事案は、令和 7 年 11 月 20 日の原子力規制委員会において、原子力規制検査の結果が報告され、「重要度評価<sup>※1</sup>：緑」，「深刻度評価<sup>※2</sup>：SLⅢ」との評価が決定され、その内容が通知されるとともに、根本的な原因の分析を踏まえた改善措置活動の計画について、令和 8 年 2 月末までに報告することが求められておりました。
- 当社では社長をトップとした全社体制のもと、事案の確認や原因分析、改善措置の検討を進め、根本的な原因を「PDCA<sup>※3</sup>を適切に回すための問い直す意識の弱さ」，「核物質防護業務の重要性に対する認識不足」，「現場に対する本店や発電所幹部の関与不足」と特定し、内部統制やガバナンス、安全文化、核セキュリティ文化の観点での検証結果、独立検証委員会からの提言を踏まえ、19 項目の改善措置を策定しました。

- 現在、各改善措置に対し実施計画（アクションプラン）を定め、順次対応を進めております。管理体制や組織風土などの安全基盤をより一層強化し、再発防止を徹底してまいります。

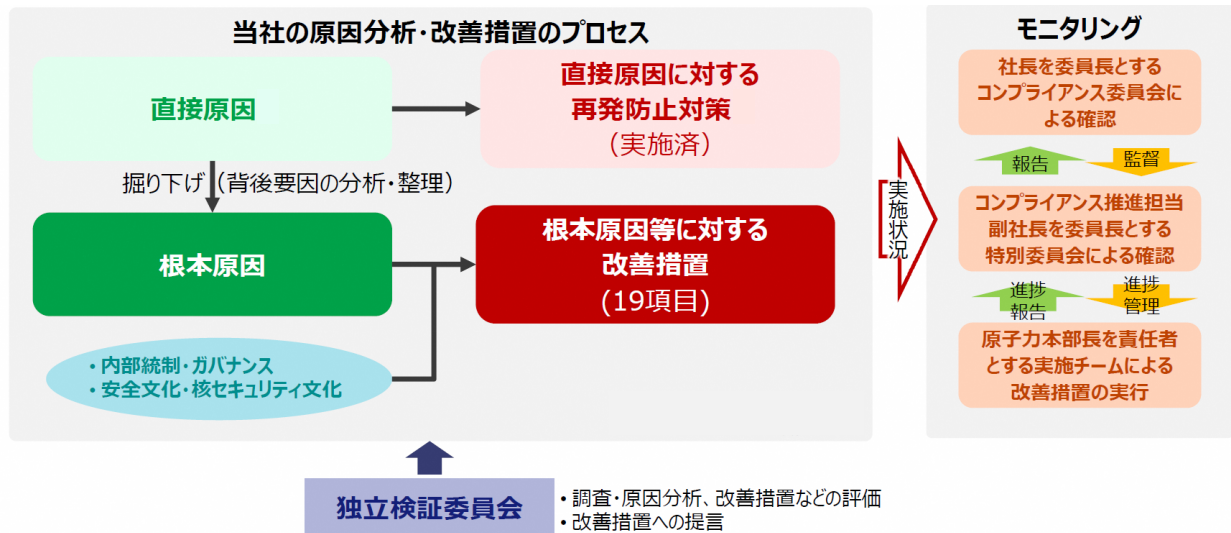


図1. 再発防止に向けた全体像

表1. 改善措置計画の概要

課題・強化項目		改善措置
根本原因	PDCAを適切に回すための問い直す意識の弱さ	1. 業務の計画・監視・評価・改善に係るPDCAサイクルのマニュアル等への明文化※ 2. 核物質防護課の増員や力量向上等による人的資源の強化 3. 核物質防護業務に必要な力量の明確化、力量獲得・維持に向けた教育の定例化※ 4. 他事業所評価における文書閲覧・インタビュー手法の導入
	核物質防護業務の重要性に対する認識不足	5. 核物質防護の重要性に係る本質的な理解に向けた、本店原子力部・原子力発電所共通の体系的な教育 6. 規制要求事項や業務品質確保の重要性の理解に係る事例教育の強化
	現場に対する本店や発電所幹部の関与不足	7. 本店原子力部における専任人材の増員等による人的資源の強化 8. 核物質防護規定における本店原子力部と発電所の役割・責任の明確化 9. 女川、東通両原子力発電所間のマニュアル等の整合性確保 10. 本店原子力部による定期的な現場観察を通じた現場実態の把握 11. 原子力発電所幹部と核物質防護課員との対話の定例化 12. 経営層と原子力発電所員の定期的な対話※ 13. 原子力安全推進会議等における核物質防護業務の報告範囲拡大
内部統制・ガバナンス	リスクマネジメント	14. 核物質防護業務の潜在リスクを本店原子力部と発電所が議論・検討する仕組みの構築
	内部監査	15. 原子力考査対象および手法の見直し
安全文化・核セキュリティ文化	安全文化	16. 安全文化に係る的確な現場実態の把握と活動への適切な反映に向けた自己評価手法の改善
	核セキュリティ文化	17. 核セキュリティ文化醸成活動の見直し 18. 核セキュリティ文化に係る的確な現場実態の把握と活動へ適切に反映できる仕組みの構築
全社大のコンプライアンス		19. 全社大でのコンプライアンスリスクの評価および管理の見直し※

※独立検証委員会からの提言に関連した改善措置


※1 重要度評価は、検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について、影響が大きい順から「赤」、「黄」、「白」、「緑」の4段階に色付けされて評価される。

表2 重要度評価

分類	重要度	内容
指摘	赤	安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準
	黄	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
	白	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
	緑	安全確保の機能又は性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準
軽微		事業者が原因を除去して対応完了とする水準

※2 深刻度評価は、検査指摘事項が原子力安全または核物質防護に及ぼす影響について、影響が大きい順から「SLI」、「SLII」、「SLIII」、「SLIV」の4段階で評価され、評価レベル等に応じた規制措置が行われる。

表3 深刻度評価

	深刻度	内容
高  低	SL I	原子力安全上または核物質防護上重大な事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの
	SL II	原子力安全上または核物質防護上重要な事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの
	SL III	原子力安全上または核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの
	SL IV	原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるもの、またはそうした状況になり得たもの
	SL IV (通知無し)	(通知の有無は、改善の状況、意図的な不正行為の有無などにより決定)
	軽微	原子力安全上または核物質防護上の影響が極めて限定的なものの、またはそうした状況になり得たもの

※3 PDCA サイクルは、Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の4段階を繰り返して業務や品質を継続的に改善するマネジメント手法

### (3) 東通原子力発電所敷地内における協力企業事務所屋外分電盤の焦げ跡確認について

- 令和8年3月31日9時44分頃、東通原子力発電所1号機(第4回定期事業者検査中)において、発電所敷地内の協力企業事務所に設置されている屋外分電盤に焦げた跡が確認されました。
- このため、同日10時18分に下北消防本部へ通報を行い、11時24分に火災と判断されましたが、同本部により11時42分に鎮火が確認されております。
- なお、本事象による発電所設備への影響および周辺環境への放射能の影響はありませんでした。

- 本事象は、当社が定める東通原子力発電所におけるトラブルの連絡・公表基準において、「A情報：社会的関心の大きい事象（運転に影響しない火災（事務棟での火災等）が発生したとき）」に該当するものです。
- 現在、原因と対策について調査および検討を進めております。

以 上

詳細については、当社ホームページから確認することができます。

<https://www.tohoku-epco.co.jp/>